

第4 特記事項(清掃管理業務)

1 概要

日常・定期清掃業務により病院内の美観を損なわないよう実施するとともに外来・入院患者が安心して治療・療養する環境を維持させるためのもの。

2 対象業務

各業務は次のとおりとする。

- (1) 日常清掃業務
 - ア 部門別日常清掃業務
 - イ 土・日・祝日等の日常清掃業務
- (2) 定期清掃業務
- (3) クリーンゾーン清掃業務
- (4) その他業務

3 業務要員等

- (1) 受託者は、業務に精通した適正な人員を配置すること。基本的な勤務体制は、別添（清掃業務勤務表）参照
- (2) 本業務には、病院清掃受託責任者講習修了証書を交付されたものを常駐（1名以上）させること。
- (3) 医療関連サービス業としての院内感染対策として、感染予防、対策・管理、教育活動等の計画を実行できる体制とすること。

4 業務内容等

- (1) 清掃作業基準表を参照
- (2) 外来エリアの基本的な業務時間は、早朝から午前8時30分までとし病棟エリアは、早朝から午前10時までとする。また、共用エリアは午後5時までの間に行うものとする。なお、病院業務に支障が生じるエリアについては、指定された時間帯に行うこと。
- (3) 上記時間以外に業務を行う場合は、事前に病院担当者に報告し承諾を得ること。

(4) クリーンゾーン清掃業務

ア 日常清掃

南棟4階のクリーンゾーン及び周産期棟3階のクリーンゾーンの清掃を実施するもので、感染防止のため視覚的に良好にすることは勿論のこと、塵等による浮遊塵を発生させないように清掃を実施すること。

(ア) 施行場所

a 南棟4階クリーンゾーン

清潔区域： 新生児室、未熟児室、授乳指導室、感染児室、調

乳室

準清潔区域： LDR(1)～(3)、陣痛室、更衣室、廊下

b 周産期棟 3 階クリーンゾーン

準清潔区域： NICU、GCU、検査室、ミルク室、面会室、授乳室

(イ) 業務内容

a 上拭き(新生児室、NICU、GCUのみ)

病院指定の消毒剤を使い捨てガーゼに染みこませ、室内の物品、備品、棚、棧、壁(手の届く範囲)、ガラス窓(面会用)を1日1回、実施すること。

b 下拭き(1回/日) 1バケツ2モップ方式

バケツに1%濃度の消毒液を作り、モップに染みこませ床面清拭を行う。

床面清拭の際、清潔度順にモップを取替、次にドライモップで行うこと。

上記の工程を2回実施する。

使用済みモップは、消毒液に1時間浸しておき洗濯後、乾燥させる。

c 新生児室、未熟児室に入室の際は、スリッパに履き替え手洗い、ガウンテクニック及びシャワーキャップを着用すること。

d 勤務時間内における、病院及びコーラルハウスでの臨時清掃の必要が発生した場合の清掃業務

(ウ) 業務時間等

a 南棟4階

月曜日～金曜日(祝日は除く)の午前7時から午前11時までとする。但し、振替休日及び年末年始等で休日が3日以上連続する場合は、3日目に清掃を実施すること。

b 周産期棟3階

毎週金曜日、日曜日、祝日以外の午前7時から午前11時までとする。

毎週金曜日(祝日除く)は午前7時から午前10時30分までとする。

但し、振替休日及び年末年始等で休日が3日以上連続する場合は、3日目に清掃を実施すること。

(エ) 常駐人数

a 南棟4階 最低1人を常駐させること。

- b 周産期棟 3 階 最低 1 人を常駐させること。
- イ 定期清掃
 - 業務時間については、クリーンゾーンの担当師長と協議し、病院業務に支障のない時間帯で計画すること。

(ア) 床定期清掃(カーペット床を除く)

a 床洗浄

ハードフロアの床洗浄は概ね年1回を基本とする。
特に汚れが激しい所はスポット対応とする。
木製の床については、日常にこまめに汚れを除去するよう努め強い洗剤を使用しないこと。

b ワックス塗布

表面洗浄後は樹脂ワックスを 2 層～3 層塗布する。
特殊床剤のワックス塗布は病院と協議の上、実施すること。

c 消毒

消毒作業は、次の場所と周期で実施すること。

実 施 場 所	周 期
北棟1階 血管撮影室	1/年
北棟2階 人工透析室	1/年
北棟3階 手術室	1/年

d その他

業務実施の際、椅子・ベッド・ロッカーなど移動可能のものはすべて移動して行い、終了後は元に戻すこと。

診察室の清掃については、慎重に移動しなければならない機器類が多くあるため、物品の移動は師長又は、病院職員の指示に従うこと。

作業はスケジュール表に基づくことを原則とするが、必要のあるときは協議の上、変更とする場合がある。

(イ) ナースステーション・準備室・その他、各室の高所の除塵

備品移動等で日常清掃が不可能な個所については、高所の棧・壁・埃の除塵を行い、必要であれば床ワックス塗布等を実施すること。

(ウ) 共用部分(廊下・ディルーム・トイレ・浴室など)の壁清掃

廊下・ホールなどの壁は洗剤を使用して汚れを除去した後、消毒液を含ませたクロスで実施すること。

洗剤・消毒液の使用については、材質を傷めないようにテストを行ってから実施すること。

(エ) 高所の清掃

天井及び空調機吹き出し口・吸い込み口・かべ・ブラインド等の高所の清掃を行い、必要に応じて消毒液を染み込ませたクロス等で拭き取りを実施すること。

- (オ) ブラインド、ガラス窓(面会用以外)をアルコールで拭き取り 1 回/週の実施。

高所清掃は、1回/年行い、次の範囲とする。

天井・空調機の吹き出し付近・壁(日常清掃の範囲以外)

(5) その他業務

本市立病院内の当直室を対象にベッドシーツ換え等を行うもの。

ア 対象範囲

(ア)	南棟	地下 1 階当直室	7室
(イ)	周産期棟	3 階医師控室	1 室
(ウ)	周産期棟	4 階当直室	8室
(エ)	コーラルハウス	当直室	3室

イ 回数

1 回/日(土曜、日曜、祝日を除く)

※ (ウ)について土曜、日曜、祝日を含む。

ウ 業務内容

- (ア) 各当直室のシーツ交換及び在庫管理
(イ) 室内の清掃及びゴミ回収(「5清掃業務基本事項 (1)日常清掃業務」に準ずる)

5 清掃業務基本事項

(1) 日常清掃業務

ア ゴミの取り除きとゴミ箱の清掃

ゴミ箱の中にあるゴミを取り除き、必要に応じてゴミ箱のビニール袋を交換する。ゴミ箱が汚れている場合は、必要に応じて消毒剤を含む溶液で拭いて消毒クリーニングを行う。

イ 高所の除塵

天井に近いところ、即ちドア上部・棧・壁面の上部・ブラインドなどに存在する埃は高所除塵に適した用具(集塵装置又は高所除塵用モップなど)での除塵。

ウ 床の除塵

- (ア) ハードフロアはゴミや埃が舞い上がらないよう、注意しながら清潔なドライモップ又は中央集塵装置での除塵。
(イ) カーペットフロアのゴミや埃は中央集塵装置またはヘパフィルター内蔵真空掃除機または粘着シートでの除塵。

- エ バキューム清掃
 - (ア) カーペットの除塵・美観の維持
 - (イ) 予防メンテナンスの徹底
- オ 什器・備品等の消毒拭き

次に挙げる項目について、消毒剤を含ませた清潔なクロスでの消毒拭き。

 - (ア) ガラス・棧・棚・カウンター・手摺り・案内板・ドア・手の届く範囲の壁・各ベッドサイドの照明器具・電気スイッチ板・病室内ロッカーの表面。(ガラス・ステンレス部分は清拭後の空拭き)
 - (イ) ドアの把手や蝶番等の部分的な汚れや染みの除去。
 - (ウ) 全ての共用備品。(ソファ・テーブル・電話機・消火栓・フラワーボックス等)
- カ 建物付属設備(手洗い流し・トイレ・浴室等)の水回りの清掃
 - (ア) 手洗い流し台、便器の内外部、配管パイプの消毒クリーニング。
 - (イ) 洗面所内の棚、棧などの消毒クリーニング。
 - (ウ) 水道蛇口、シャワー器具、バスタブなどの消毒クリーニング。
 - (エ) 浴室の壁の汚れや石鹸垢の消毒クリーニング。
 - (オ) 洗面所内の床の消毒クリーニング。
 - (カ) 鏡の清掃(磨き)。
 - (キ) トイレトペーパー・水石鹸などを必要に応じて補給。
- キ ハードフロアの消毒拭き

ハードフロアは、消毒剤を入れた溶液に浸したモップでの拭き、消毒クリーニング。
- ク 一般ゴミ、分別ゴミの運搬
 - (ア) 病院指定の分類に従って集積されたソイルステーションのゴミをゴミ集積場(所定の場所)までの運搬。
 - (イ) 回収の回数は、現場の状況により必要に応じて対応すること。
 - (ウ) 感染性のゴミ以外は各階の担当作業者が運搬作業をすることは差し支えないが、針や感染性ゴミ、医療用ガラス瓶の回収は、充分研修を受けた特定の作業員が専用容器で回収し、万全の体制で対応すること。
 - (エ) ソイルステーションは常に整頓された状態とし運搬時間については、効率の良い計画とすること。
- ケ 見直し・点検・巡回清掃
 - (ア) 清掃時に動かした備品類は作業終了後元の状態に戻すこと。
 - (イ) 使用中でない用具、器具はすべて所定の場所に収納し、入院・外来

患者から見苦しくないよう配慮すること。また、常に業務内容の見直しを行い、業務改善に努めること。

- (ウ) 外来第1・第2駐車場の巡回清掃の1日1回の実施。
- (エ) 病院外周の吸殻の回収作業を随時実施すること。

(2) 部門別日常清掃業務(外来エリア・病棟エリア)

ア 病室(一般病室)

- (ア) ゴミ処理・床の除塵・床の消毒拭き・水回り清掃は「5清掃業務基本事項(1)日常清掃業務」に準ずること。
- (イ) 室内ガラス(ドア・間仕切り・窓ガラス等)・棧・壁・ドアの部分的汚れ・各ベッドの照明器具・ロッカー表面の消毒拭き。
- (ウ) 天井の通風口は、随時中央集塵装置またはヘパフィルター内蔵真空掃除機での除塵。
- (エ) 南棟7階総務、1階医事課、薬剤 北棟2階検査室は週1回月曜日のみの日常清掃とする

イ 特殊病室と特殊検査室

概ね一般病室に準ずるが、ガウンテクニックや入室時の持ち込み禁止品など、それぞれの特殊性に応じ、変更のある場合は現場の指示に従うこと。

(ア) 感染患者病室

- a 日常清掃は概ね一般病室に準ずるが、ガウンテクニック対策後に入室し、一般病室の手順で清掃する。ただし、清掃用具は病室毎に専用品を準備し使用すること。
- b 患者退院時清掃は、病院規定の薬剤を使用し、薬剤規定の時間を経過後、高所を含め全面清拭とすること。
- (イ) 診察室・処置室・検査室・カンファレンス・当直室他
 - a ゴミ処理・床の除塵・床の消毒拭き・水回り清掃は「5清掃業務基本事項(1)日常清掃業務」に準ずる。
 - b 室内ガラス(ドア・間仕切り・窓ガラスなど)・棧・壁・ドアの部分的汚れ・各ベッドの照明器具・ロッカー表面の消毒拭きの実施。
 - c 天井の通風口は随時中央集塵装置またはヘパフィルター内蔵真空掃除機での除塵。

ウ ホール・廊下等のカーペットフローア

- (ア) カーペットフローアのゴミや埃を中央集塵装置またはヘパフィルター内蔵真空掃除機もしくは粘着シートでの除塵。
- (イ) カーペットに染みを発見したときは、染み抜き処理を実施すること。

エ 階段

階段は床面のほか、巾木・手摺り・棧等、手の届く範囲の壁の部分的汚れなど、全てについて美観を損なうことのないような作業スケジュールを立て、効果的に清掃を実施すること。

オ 洗面台・トイレ・湯沸室等の廻り

(ア) 手の届く範囲を対象に、扉では把手回りを中心に行う。洗剤・消毒拭きを行い、必要に応じて乾拭きを実施すること。

a 大・小便器

大・小便器は日に 1 回全面清掃を行う。特に小便器の目皿や便座の部分を念入りに清掃を行うこと。作業にあたっては強酸性洗剤・研磨材入りパッドの排水機能低下の原因や陶器を傷める原因になるので注意すること。トイレ用具として専用器具を準備すること。

b 洗面台

材質にあった洗剤・器具を使用して日に 1 回全面清掃を行い、巡回清掃時には、汚損部分が発見した場合は清掃を実施すること。ステンレス部分は仕上げ乾拭きを行うこと。

c 鏡

日に 1 回乾いた布拭きを行い、巡回清掃時には、汚損部分を発見した場合は清掃を実施すること。

d 金属部

衛生金具は日に 1 回乾拭きを行い、錆が発生しないように行うこと。

e 流し台

流し台の清掃はステンレス部分に傷が付かないよう注意し汚れを除去すること。

f トイレ美化点検表

清掃、巡回清掃点検時には、確認印の標示を行うこと。

g その他

湯沸かし器・棚・換気扇等の清掃も適時実施すること。

カ ベランダ

ベランダの床、手摺りは病室から見える部分について、見苦しい状態にならないように定期的に清掃を実施すること。

キ 屋上

排水不良とならないよう、年 1 回以上は点検清掃を行うこと。又、病院担当者が指示するときは、指示内容に従い実施すること。

ク 自動販売機専用空缶、ペットボトルの回収作業(平日)

ケ 北棟3階 OP 外周廊下に使用済みの医療廃棄物ボックス及びゴミの回収

作業(平日)

上記以外の各部屋（会議室その他）については、全て「5清掃業務基本事項 (1)日常清掃業務」に準ずる。

(3) 土・日・祝日等の日常清掃業務

ア 外来エリア

日曜日及び祝日は休日とし、土曜日は巡回点検とする。

北棟 2 階人工透析室は、土曜日及び祝日でも「5清掃業務基本事項 (1)日常清掃業務」に準ずること。

周産期センター1階については、第1及び第3土曜日は「5清掃業務基本事項 (1)日常清掃業務」に準ずること。

イ 病棟エリア

各病室及び部屋のゴミ処理と水回り(トイレ・洗面所・浴室・湯沸場等)は、「日常清掃」業務仕様で行い、その他については、汚れている部分のみのスポット清掃とすること。但し、振替休日及び年末年始等で休日が3日以上連続する場合は、3日目に清掃業務を実施すること。

なお、病室で患者が退院した際で依頼のあった病室清掃については、「5清掃業務基本事項 (2) 部門別日常清掃業務」に準ずること。

(4) 定期清掃業務

病室・診察室・共用エリアについては、病院担当者又はエリアの担当看護師長と協議し、病院業務に支障のない時間帯で計画すること。

ア 床定期清掃

(ア) 床洗浄

ハードフロアの床洗浄は概ね年1回を基本とする。特に汚れが激しいところは病院担当者と協議の上、実施する。

木製の床については日常にこまめに汚れを除去するように努め、強い洗剤を使わないこと。除菌剤入りの洗剤を使用し、建材にあわせたPH値の洗剤を使用すること。

(イ) ワックス塗布

表面洗浄後は樹脂ワックスを2層～3層を塗布する。耐アルコール性能および抗菌剤入りのワックスを使用すること。

(ウ) カーペットフロアの床洗浄は概ね年1回を基本とする。

予防的な保全の為、ウエットクリーニングを実施すること。ウエットクリーニングを実施する場合には、汚水が回収できるクリーニング装置を用い、汚水の残留防止を確実にすること。

繊維製品用洗剤を使用し、又、その他目的に沿った添加剤(繊維用帯電防止剤・汚れ防止剤・油脂分除去剤等)を用いてクリーニングを行うこと。

(エ) その他

- a 業務実施の際は、ベッド・ロッカーなどの移動可能なものはすべて移動し、終了後は元に戻すこと。
- b 診察室の清掃については、慎重に移動しなければならない機器類が多くあるため、物品の移動は師長又は、病院担当者の指示に従うこと。
- c 業務は、スケジュール表に基づくことを原則とするが、必要のあるときは協議の上、変更できるものとする。
- d 備品移動等で日常清掃が不可能な個所については、高所の棧・壁・埃の除塵を行い、必要であれば床ワックス塗布等を実施すること
- e 間仕切り・ドア等の屋内ガラス・ブラインド・アコーディオンカーテンは、「5清掃業務基本事項 (1)日常清掃業務」の壁清掃に準じること。

イ ナーステーション・準備室・その他、各部屋の高所の除塵

ウ 共用部分(廊下・ディルーム・トイレ・浴室など)の壁清掃

- (ア) 廊下・ホールなどの壁は洗剤を使用して汚れを除去したあと、消毒液を合わせたクロスで拭くこと。
- (イ) 洗剤・消毒液の使用については、材質を傷めないようテストを行ってから実施すること。

エ 高所の清掃

天井及び空調機吹き出し口・吸い込み口・かべ・ブラインド等の高所の清掃を行うこと。

オ ガラス清掃(両面)は、汚れがひどくなれば、病院と協議の上、実施する。

カ 植木散水及び雑草抜

本市立病院内の鉢付植木及び植栽等の散水を夏場(6月～9月)1回/日、冬場(10月～5月)は、1回/週行い、雑草抜きについては、夏場(6月～9月)1回/週、冬場(10月～5月)は、1回/月を実施すること。

6 受託者の責務

- (1) 受託者は、業務従事者が基本的人権について、正しい認識を持ち業務の遂行をするよう適切な研修を実施すること。
- (2) 受託者は病院という施設の特異性を十分理解し、契約履行が始まる前に従事者に対し、本業務遂行にかかる必要な清掃技術感染防止上の知識および患者接遇マナー等について研修を実施しなければならない。研修内容については、具体的に記載したものを発注者に提出すること。

- (3) 受託者は、業務に精通した適正な人員を配置するとともに、清掃管理業務責任者(医療施設で3年以上の実務経験を保有する者で、病院清掃受託責任者の資格を保有する者)については、心身強健で積極意欲を持ったもので、専門的分野に関する知識を有する他、当該業務従事者の監督指揮が出来る者1名を定めること。
- (4) 受託者は業務の遂行にあたっては、業務従事者各人ごとに、業務内容に応じて作成したスケジュール表に従い業務を進めること。又、継続的教育を行うことにより、業務に対する積極的意欲の効用を図り質の高い業務が出来るよう教育すること。
- (5) 受託者は、本業務遂行に当たり泉大津市の品位を傷つけるような者を従事させてはならない。又、業務従事者には一定の作業着を着用させ、受託者従事者であることを明瞭にし、言語動作に留意して、常に清潔に保たせなければならない。なお、各人に名札を付けさせること。
- (6) 委託者は緊急な処置が必要と認められるときは、受託者に対して臨機の処置を講ずることを求め、その処置状況について報告すること。
- (7) 消毒液の使用は、細菌の耐性を考慮し2~3種類のローテーション使用を計画し、本市立病院の承認を得て使用すること。
- (8) 各病棟の特性に応じ、病院側で特別マニュアルを用意する場合はそれに従うこと。
- (9) クリーンゾーン清掃方法については、本市立病院側で特別マニュアルを用意する場合はそれに従うこと。
- (10) 特殊病室等、本市立病院が指示する病棟にあつては、充分研修を受けた者を特定して従事させること。
- (11) 医療法、特別管理産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律など、関係法令を遵守すること。
- (12) 本仕様書、契約書の写し、管理規則を常備し、これらに基づき保守管理を行う。

以上